# 令和2年度高知県人権尊重の社会づくり協議会 議事録 (概要)

- **1 開催日時** 令和 2 年 10 月 30 日 (金) 14 時 30 分~16 時 30 分
- 2 開催場所 高知城ホール 4階
- 3 参加者 (関係行政機関の職員)

廣瀬 真理 委員

(学識経験者)

稲田 知江子 委員【副会長】

井上 章 委員

上田 真弓 委員

内田 洋子 委員

岡谷 英明 委員

岡上 裕 委員

數井 裕光 委員

加藤 秋美 委員

清水 明宏 委員

杉本 園子 委員

杉本 雅敏 委員

仙頭 ゆかり 委員

田村 壮児 委員 【会長】

長澤 紀美子 委員

野嶋 佐由美 委員

BURGOINE SEAN WILLIAM 委員

半田 久米夫 委員

藤岡 宏健 委員

### (高知県)

岡村 昭一 文化生活スポーツ部長

石邑 忠雄 人権課長

山本 貴子 健康対策課課長補佐

竹村 裕子 地域福祉政策課課長補佐

筒井 淳三 高齢者福祉課長

西野 美香 障害福祉課長

山岡 正文 障害保健支援課長

田村 敬子 児童家庭課長

江口 悟 国際交流課長

西岡 輝幸 県民生活・男女共同参画課課長補佐

甲藤 美江 雇用労働政策課課長補佐

黒瀬 渡 人権教育・児童生徒課長

門田 登志和 (公財) 高知県人権啓発センター理事長

# 4 議事

- (1) 議事録署名人の選任
- (2)「高知県の人権について」
- (3)「高知県人権施策基本方針-第2次改定版-」の令和元年度実績について

# 5 その他

- (1)「部落差別の実態に係る調査結果報告書(R2.6 法務省)の概要」について
- (2) 民間企業等におけるパワーハラスメント等について

# 6 内容

- ・開会
- ・挨拶 文化生活スポーツ部長
- ・新任委員の紹介及び欠席委員の報告
- ・会議成立の報告
- ・議事1 議事録署名人の選任

(会長) 慣例により、指名させていただく。

(「意義なし」の声)

(会長) 内田委員と杉本雅敏委員にお願いする。

- ・議事2 「高知県の人権について」及び「高知県人権施策基本方針-第2次改定版-」の令和元年度実績について
- (会長)「高知県の人権について」と「高知県人権施策基本方針-第2次改定版-」の 令和元年度実績は、人権の実態を踏まえながらの関連する取組であるため、 事務局から併せて説明をお願いする。

### (事務局)

- ・追加資料「令和元年度高知県人権尊重の社会づくり協議会での委員からの意 見・質問への対応」について説明。
- ・議事(2)及び(3)を資料1及び資料2で説明。

(会長) 以上の説明について質問、意見はないか。

# (委員)

- ・DVの相談件数だが、「女性相談支援センター」は実人数でカウントし、「こ うち男女共同参画センター ソーレ」は延べ件数でカウントしているが、実人 数と延べ件数はどの程度離れているのか。
- ・また、女性の一時保護所の保護人数と自立支援施設の入所人数で、一時保護 所は利用が伸び、自立支援施設の元年度の入所人数はゼロだが、理由は何か。
- ・外国人からのDV相談もあるようだが、多言語化等、外国人が利用しやすい 情報提供がなされているか。

### (県民生活・男女共同参画課)

DVの相談件数については分からない。自立支援施設の入所人数については、 入所の申請がなかったことによるもの。

- (会長) その原因についてはどうか考えるか。
- (委員)女性相談支援センターで法律相談をする弁護士をしているため発言させていただくと、推測にはなるが、生活保護等につなげて相談者が住居を構えられる等、生活ができる様になれば入所の必要が取りあえずなくなる。そのような支援を行っているのではないか。
- (会長) 外国人の方がDVについて相談できる情報を外国語で提供しているかについてはどうか。

### (県民生活・男女共同参画課)

外国人の方の対応時は、通訳の方に来ていただいている。

(会長) 外国語のホームページはないということか。

### (県民生活・男女共同参画課)

現在のところ、ホームページには出していない。

### (国際交流課)

昨年5月、高知県外国人生活相談センターが開設され、ホームページ等で多言語で生活や仕事に関する相談を受け付けている。DV相談についても受け付けているということを明示していければと考えているので、関係課と調整したい。

(委員) 広報は大事である。女性相談支援センターが、例えば、女性トイレにカード を置いているが、それを英語バージョンで作る等、対策されると良い。

# (委員)

- ・SDGsという人権に関わる問題を国際的に取り組んでいこうとしているので、 その文言があっても良いのではないか。
- ・犯罪被害者等の相談件数と対応件数だが、元年度は電話・面接相談件数が 614 で、直接支援件数が 323 で半分くらいだ。これは電話で納得され、電話相談が うまくいっているということか。
- ・資料2で、アウトプット・アウトカムを非常に分かりやすく、成果などをまとめている。全て数値目標を設けることは難しいと思うが、令和元年度から令和5年度の真ん中、令和3年度に目標値を設ける試みを行ってはどうか。

# (事務局)

- ・SDGsについては、「人権施策基本方針」の2ページ目で触れている。
- ・数値目標のところは、数字で出せるものと出しにくいものがあるため、引き 続き研究しながら、より良いものにしていく。
- (会長) 犯罪被害者等の相談件数の件については、携わってる岡上委員に伺いたい。

# (岡上委員)

面談相談は、直接、こうち被害者支援センターや公的な場所で相談者と面談 することであり、電話相談は1回で終わるケースもある。また、直接支援は、 被害者の方と病院や警察署に行く等の回数が件数になるので、必ずしも電話 相談、面談相談と直接的な支援の件数は一致しない。

- (委員) 新型コロナウイルス感染症が拡大してる中、それをどこに位置付けるのかに ついて言及がない。このような問題は、HIV感染者等のところで対応をさ れているのか。
- (事務局) 資料は、令和元年度に実施した事業であるため、新型コロナウイルス感染症について言及できていない。コロナウイルスに係る問題の根っこはHI V等と同種のものであると考える。
- (会長) 来年度は新型コロナウイルス感染症についての記述があると理解してよいか。
- (委員) 今後、この人権施策にどう反映させていくのか聞かせていただきたい。
- (事務局) 来年度、どういった形で示させていただくのが良いか考えていく。

# (文化生活スポーツ部長)

ご指摘のとおり、この人権施策の基本方針の中には項目として位置付けがな

い。ただ、本年度に入り、新型コロナウイルス感染症に関連する差別や誹謗中傷への対応は相当やっている。取組結果については、今後まとめ方を検討し、改めて報告させていただく。

- (会長) 社会的なインパクトが大きい項目であるため、適切な扱いをして欲しい。
- (委員) コロナ禍において、生活や収入の格差がひどくなり、格差社会における生活 貧困や子どもの問題も出てくる。また、女性差別や同和問題等の相談があっ た時、単なる受付件数ではなく、その背景や原因の分析をしていただいたら、 それが行政課題となると思う。

# (文化生活スポーツ部長)

子どもの貧困に関わる調査などは、定期的に行われている調査もあると思う。データ抽出やその分析等を人権の視点も加えて、ということか。

(委員) 例えば、子どもの不登校やいじめは、貧困による生活苦等、問題の背景がある。そうした背景にまで突っ込んだ相談件数についての分析が欲しい。

# (文化生活スポーツ部長)

研究させていただきたい。

### (委員)

- ・障害者虐待の対応状況等の数値だが、「相談・通報・届け出」件数が 63 件あり、虐待の事実が認められた件数が 16 件。非常に差が大きい。これは周りから見たら虐待だが、実は指導などであり、違うということか。また、この差はどういった形で解決していったのか。
- ・使用者による虐待は18件の相談等があったが、事実が認められなかったとなっている。これは環境不適切でそれが改善したのか、労働条件の認識の違いがあったのか。

#### (障害福祉課)

- ・使用者による虐待は、労働局から通知のあった「相談・通報・届け出」件数であり、虐待の事実が認められた件数は聞いてないため、載せていない。
- ・養護者や施設従事者による虐待については、相談・通報があった場合、市町村が事実確認の調査に入る。結果、伝聞であったり、暴れる利用者の方を抑制する行為が外から見るとそう見える事例等もあり、件数に差が生じている。ただ、相談・通報があった施設従事者等については、その後の処遇などで不適切なものがなかったか等、指定権者である県または高知市が継続的に指導している。

(会長) 虐待かどうかは市町村が判断するのか。判断できるだけの研修を行っているか。

### (障害福祉課)

具体的な研修はできてないが、初めて調査に入る市町村の場合、県に協力依頼をいただくケースもある。さらに困難なケースであると想定される場合は、高齢者・障害者権利擁護センターの専門家派遣チームに相談させていただく等、支援体制をとっている。

- (委員) インターネットによる人権侵害で、相談件数が少なくなったという報告があったが、この件数が高知地方法務局の窓口にきた相談数だけであることが疑問だ。一般的に市民は即、法務局に相談しようと思いづらい。相談窓口を広げる等、工夫いただきたい。
- (事務局) 市町村へ相談があるケースもあるが、その数字は拾っていない。市町村や 県もインターネット上の差別的な書き込みがあった場合、管理者に削除要 請を行っている。また、人権啓発センターに相談されるケースもあり、法 務局だけが窓口ではない。
- (会長) 実態としては、法務局よりも市町村等に相談がある場合が多いのか。
- (事務局) 市町村から人権課に連絡してもらうのは、部落差別関係のもので、年に数件である。
- (委員) 施策の基本方針の見方だが、施策の展開等と資料2がどう連携するか。
- (事務局)「高知県人権施策基本方針」の冊子は、趣旨と考え方、方向性から始まり、 それぞれ個別の課題ごとに、施策を記載している。117ページに施策の体系、 118、119ページで課題別の事業展開を示し、それを具体的な事業に落とし 込んだものが120ページ以降の事業の線表である。この線表に基づいたP DCAが資料2だと理解いただきたい。
- (委員) 例えば、120ページの同和問題のア教育-(ア) 就学前教育のところで、その 取組項目があるが、これはどの推進方針にあたるのか。
- (事務局) 各項目の一番右端にページ数の記載がある。推進方針はそのページに書か せていただいている。

- (委員) PDCAサイクルはチェックをした上でどうアクションするかが大事である。 本来的にはチェックをした上で課題が出、それを改善するための計画を立て ていくのが流れだ。今後はその点を意識し、具体的な施策を立てていただき たい。
- (事務局) 十分整理しきれてないところもある。できる限り来年度、整理していきたい。
- (会長)「高知県の人権について」の高齢者・障害者の課題に対する取組で、社会福祉協議会の行う日常生活自立支援事業について記載いただいているが、これに関連し、成年後見制度の推進が大きな課題となっているため、今後、項目として整理していただきたい。現在の課題は、市町村で成年後見制度を進めるための組織体制の整備であり、県のリードが期待されている。特に認知症の高齢者と権利擁護が大きな課題だ。

### (高齢者福祉課)

成年後見制度について、市町村での計画策定、中核機関の設置、ネットワークの構築等が課題となっている。来年度以降、記載させていただく。

### その他

- (1)「部落差別の実態に係る調査結果報告書(R2.6 法務省)の概要」
- (会長)「部落差別の実態に係る調査結果報告書の概要」について、事務局から説明を お願いしたい。
- (事務局)「部落差別の実態に係る調査結果報告書(R2.6 法務省)の概要」について説明。
- (会長) この報告について、感想や質問はないか。
- (委員) 国の調査と県の調査項目を合わすことは難しかったのか。資料6ページの県 の調査結果には「学校でのいじめ」という選択肢がないが、国の調査結果で は、上位にあるが。
- (事務局) 県は平成14年、24年、29年の3回、意識調査を実施し、国は昨年初めて 調査を行ったことが、調査回答の選択肢が違う原因である。今後、県の調 査を国の調査結果にどうリンクさせていくか検討したいと思っている。

### (会長)

- ・経年変化を見るためには、従来と同じ選択肢で行うことにも意味はあるかと 思うが、国が調査を始めたことで、考慮してもらいたいということになろう かと思う。
- ・「部落差別がある」と思う人は若い世代が多いという説明であったが、部落差別の実態がきつかったのは、高齢者世代が多いと思う。高齢者世代は「部落差別はもはや存在しない」と考える人が多く、若い世代で「部落差別はいまだにある」と考える人が多いことをどう捉えるか。
- (事務局) 推測ではあるが、若い世代は学校等で教育を受け、あまり時間が経ってないことが一つあるかと考える。部落差別があることを素直に受け取られているかも知れない。高齢になると、一定実社会から離れ、触れたり耳にされる機会も減ってくる。ただ、厳しい差別を経験されたのは高齢の方が多いと思うため、意外な結果ではある。

### (委員)

- ・部落差別の問題に45年くらい関わっているが、随分なくなっており、調査結果に出ている。県によっても温度差はあると思うが、高知県は比較的正確な数字だと思う。高知県は、小中学校、高校は歴史的に正しい部落問題を学ぼうということで、一頃ずっとやっていたが、最近あまりやってないようだ。
- ・部落差別は、結婚の時に問題になるのが実態だ。正しく部落問題を理解した ら、差別は無くなると思う。
- (会長) 若い人に「部落差別はいまだにある」と考える人が多いのは、部落問題がいまだに存在すると考える人が多いということ。差別意識がある人が多いということではない。
- (委員) やはり学校教育と家庭教育で正しく認識させることが大切だ。

### (人権教育・児童生徒課長)

これまで、同和教育は、学校で特設の時間を年間5時間から10時間くらいとり、しっかりと学ぶということでやってきた。ただ、学習指導要領の変遷等に伴い現在は、各教科や学級活動の領域等を通じて同和問題を学んでいる。主には、小学校6年生や中学校の社会科で触れている。正しい認識をしようということで力を入れてはいるが、特設で学ぶ時間は無くなってきている。

(委員) 同和教育不要論は現場にある。ただ、それはまだ早い。勉強させ、なぜ差別 が起こってるかということを正しく認識させなければならない。しっかり教 育を行うこと大事だ。

# ・ その他

- (2) 民間企業等におけるパワーハラスメント等について
- (会長) 廣瀬委員から民間企業内におけるパワーハラスメント等についての説明をお 願いしたい。

#### (廣瀬委員)

職場におけるハラスメント防止対策の強化について説明。

- (会長) 説明への感想や質問があればお願いしたい。
- (委員) 今回新たに、性的指向・性自認に関するハラスメントと、それら個人情報を アウティングすることはハラスメントに当たるということが正式に認められ、 ガイドラインに示された。性的指向と性自認に関して具体的な説明がないよ うに思ったが、具体的にどういうことがハラスメントに当たるのかという周 知、あるいは、事業者の人事労務関係の方への研修等、この新しい条項につ いての説明や研修の機会の予定について伺いたい。

### (廣瀬委員)

- ・改正労働施策総合推進法については、事業主を対象に、この10月、県内3か 所で4回説明会を行った。新型コロナウイルス感染症の関係もあり、出席者 数が少なかったが、労働局のホームページ等を活用し、しっかり周知を行う。
- ・このリーフレットには、性自認や性指向に関しての解説がないが、もう少し 詳しいパンフレットもあり、その中には性自認とは何かなど解説しており、 ホームページからもダウンロードもできる。
- (委員) なかなか理解が進んでおらず、職場でのアウティングについては裁判が行われているのも幾つかある。まずは周知をし、理解を進めることが大切だと考える。
- (会長) この問題について、商工会議所の杉本委員はご意見等ないか。

### (杉本雅敏委員)

とにかく企業の中では、このようなハラスメントは非常に大事なものになってきている。労働局と一緒になって今後とも取り組んでいきたい。

(会長) それぞれの立場で、ハラスメントに対応していく必要があるところについて はよろしくお願いしたい。最後に全般的に何かないか。

# (委員)

- ・人権問題を今ほど身近に勉強できることはない。コロナ禍の様々な人権問題、アメリカの黒人差別、中国の香港における人権問題など。さらに今後は、インターネット、AIがますます進み便利にはなるが、人間の心や気持ちが非常に捨てられていきがちだ。
- ・ポストコロナで生活が変わり、誰とでも話せる人権課題、家庭の中で話せる" 教材"のような話題がたくさんある。広い捉え方で行政のほうも取り組んで 欲しい。
- ・一つ質問だが、県庁の中に知事が会長の委員会があると思うが、それは年に 何回ぐらいやってるのか。
- (事務局) 昨年度は開催していない。「高知県人権施策基本方針」の第1次改定の時に は開催したが、第2次改定の時は開催していないと記憶している。
- (委員) もう少し開いて欲しい。非常に大きな課題だと思う。
- (会長) 要請ということで、受け止めさせていただく。 その他、特になければ、以上で令和2年度高知県人権尊重の社会づくり協議 会を閉会する。